

議案第112号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月28日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 期日前投票所における投票に係る投票管理者及び投票立会人の報酬の額を
変更する必要があるので、本案を提出する。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年3月世田谷区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 投票管理者の部期日前投票所における投票の場合の項中「14,000円」を「16,000円」に改め、同表投票立会人の部期日前投票所における投票の場合の項中「12,000円」を「15,000円」に改め、同表備考第1号中「7,000円」を「8,000円」に改め、同表備考第2号中「6,000円」を「7,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日が到来する選挙に係る報酬について適用し、施行日前にその期日が到来した選挙に係る報酬については、なお従前の例による。